

建設業許可申請

当事務所では建設業許可の申請手続きを行っております。申請にはご用意して頂く資料もあるため個別な詳細は打ち合わせ時にお話させていただきますが、まず、《新規》の許可について簡単にご案内させていただきます。

建設業を営む方は、下記にある軽微な工事を除いて、建設業法による許可を受けなければなりません。

【軽微な工事とは】

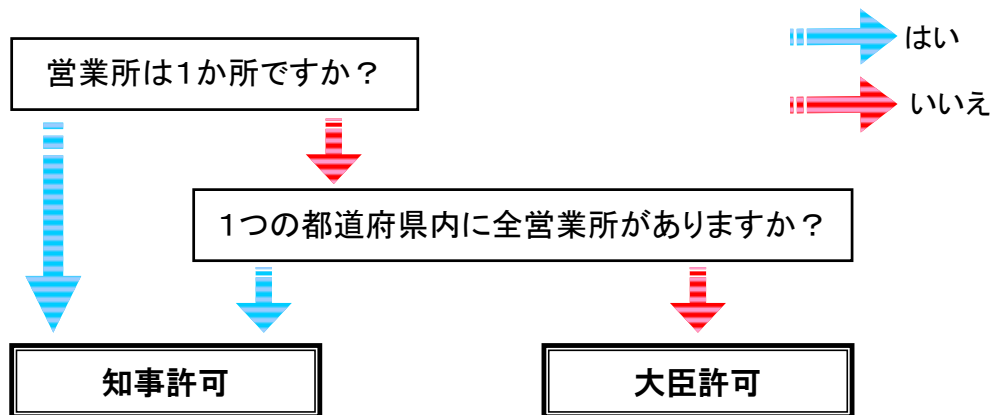
- ・一件の工事の請負金額が 500 万円(消費税含む)に満たない工事
- ・建築一式工事については請負金額が 1500 万円(消費税含む)に満たない工事
または延べ面積が 150 ㎡に満たない木造住宅工事

【対象 28 業種】

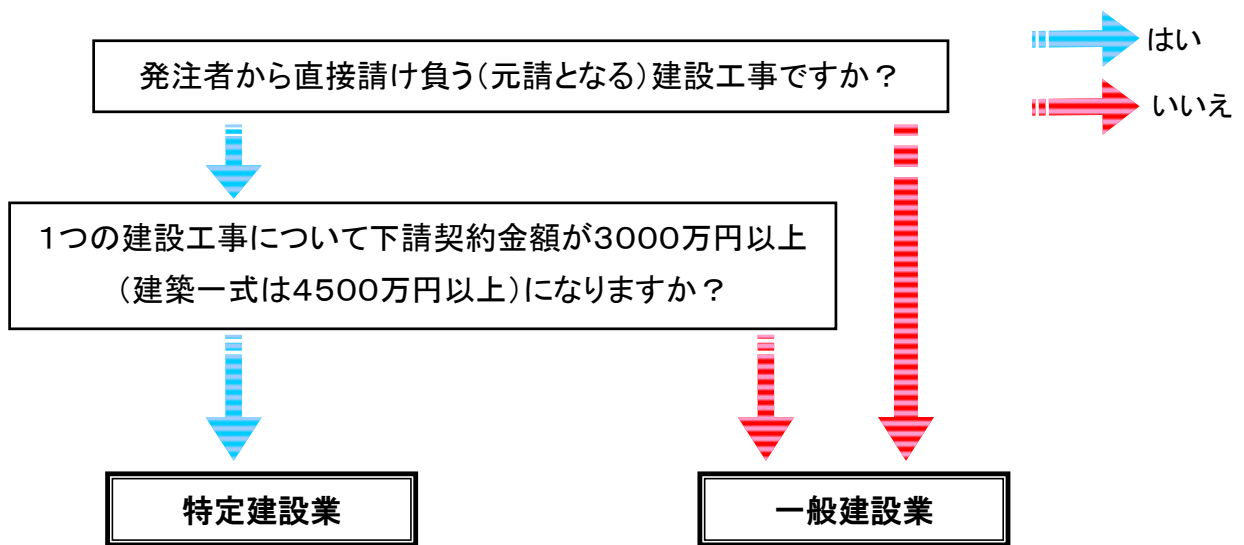
1	土木一式工事	11	鋼構造物工事	20	機械器具設置工事
2	建築一式工事	12	鉄筋工事	21	熱絶縁工事
3	大工工事	13	ほ装工事	22	電気通信工事
4	左官工事	14	しゅんせつ工事	23	造園工事
5	とび・土工・コンクリート工事	15	板金工事	24	さく井工事
6	石工事	16	ガラス工事	25	建具工事
7	屋根工事	17	塗装工事	26	水道施設工事
8	電気工事	18	防水工事	27	消防施設工事
9	管工事	19	内装仕上工事	28	清掃施設工事
10	タイル・れんが・ブロック工事				

取得する許可には**知事許可**と**大臣許可**があります。

【フローチャートでどちらかチェック】



知事許可・大臣許可のいずれかが決まれば、続いて**一般建設業許可**か**特定建設業許可**か確認します。



◎ 新規で知事・一般建設業許可を取得する際のご案内

一般建設業許可に必要な**5つの要件を全て**満たしていること

1. 経營業務の管理責任者を有すること。
2. 専任の技術者がいること。
3. 請負契約に関して誠実性があること。
4. 請負契約を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用があること。
5. 欠格要件等に該当しないこと。

「1. 経營業務の管理責任者を有すること」について

営業取引の上で対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいいます。具体的には、法人の役員、執行役、個人の事業主又は支配人等の地位にあって、経營業務を総合的に執行した経験を指し、単なる連絡所の長又は工事の施工に関する事務所の長のような経験は含まれません。

「2. 専任の技術者がいること」について

許可を受けようとする工事に関して、高等学校の所定学科(指定されています)を卒業した後5年以上、大学の所定学科(指定されています)を卒業してから3年以上、または10年以上の実務の経験を有する者か、国土交通省がこれらと同等以上の知識、技術及び能力を有すると認定した者が専任かつ常勤で勤務していること。

「3. 請負契約に関して誠実性があること」について

許可を受けようとする者が法人である場合はその法人、役員、支店又は営業所の代表者が、個人である場合は本人又は支配人等が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行に際して詐欺・脅迫・横領等法律に違反する行為をいいます。「不誠実な行為」とは、工事内容・工期等について請負契約に違反する行為をいいます。

「4. 請負契約を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用があること」について

下記のいずれか1つに該当すること(一般建設業許可の場合)。

- a. 自己資本の額が500万円以上であること
- b. 500万円以上の資金を調達する能力を有すること

「5. 欠格要件等に該当しないこと」について

下記のいずれかに該当する場合には、許可を受けられません。

- a. 法人にあってはその法人・役員・支店又は営業所の代表者が、個人にあってはその本人・支配人等が次の要件に該当しているとき
 - ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ) 不正の手段により許可を受けて許可行政庁からその許可を取り消され、又は営業の停止の処分に違反して許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
 - ウ) 許可の取消を免れるために廃業の届出をしてから5年を経過しない者
 - エ) 建設業法に違反して許可行政庁から営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - オ) 禁錮以上の刑に処せられた場合で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から、5年を経過しない者
 - カ) 建設業法若しくは建設工事の施工や建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令に定めるもの(建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力行為等処罰に関する法律、刑法の特定の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から、5年を経過しない者
 - キ) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年でその法定代理人が上記の要件に該当する場合
- b. 許可申請書類の重要な事項について、虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載を欠いたとき

※ 申請が受理されると、原則として申請手数料(新規・一般・知事許可の場合で9万円)は返却されません。したがって、申請受理後欠格要件等に該当していることが判明し許可を受けることができなくなっても申請手数料は返却されないのをご注意下さい。

◎ 提出書類の準備

上記 1. から 5. の要件を満たしていれば、次にそれを証明するための資料を整えます。

用意する書類は多岐に渡り、申請者による個々の違いもあるため、打ち合わせをしながら進めていきます。この他に大臣許可、変更、更新、業種追加なども承っております。どうぞお気軽にお問い合わせください。

◎ 許可取得後のご案内

- ・許可申請書類は建設業法により公衆の閲覧に供する事とされています。許可後、申請書類は公開される事となります。
- ・許可後、毎年決算が終了してから 4 ヶ月以内に事業年度終了報告書を提出しなければなりません。
- ・建設業許可の有効期限は 5 年間です。満了後も引き続き建設業を営む場合は有効期間満了日の 30 日前までに更新の申請をしなければなりません。

◎ 建設業許可申請料金

種別	申請料金
建設業許可申請(新規知事一般)	210,000 円 ~
《別途追加料金》 ※必要な場合のみ発生します。 ※ 県に納める申請手数料(新規・一般・知事許可の場合で9万円)が別途必要となります。 移動、資料や証明書などの取り寄せ、郵送にかかる経費は別途必要となります。 特別に資料を用意する場合、長期間に渡る営業資料が必要な場合など案件によっては追加料金が発生する場合があります。その場合は事前にお見積りを致します。	

当事務所代表はカナダ語学留学、ワーキングホリデー、アメリカ駐在など豊富な海外滞在を経験しているため、旅行に関することや、現地での長期生活について。語学やビジネスに関する不安など、様々なご相談に応じております。ご出発前に少しでも気持ちの負担が軽減できたらうれしいです。

やまずみ行政書士事務所

〒359-1126

埼玉県所沢市西住吉 4-2-201

電話: 04-2968-6669

E-mail: info@yamazumi.net

URL: <http://yamazumi.net>

